

## 湘北短期大学学納金等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は湘北短期大学学則（以下「学則」という。）第7章の規定に基づき、湘北短期大学（以下「本学」という。）における検定料及び学納金について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に規定するとおりとする。

一 入学検定料

学則第27条に規定する入学検定料をいう。

二 再入学検定料、転入学検定料、転学科検定料

学則第30条の2に規定する再入学検定料、転入学検定料及び転学科検定料をいう。

三 学納金

学則第39条に規定する入学登録料、授業料及び施設設備費をいう。

四 科目等履修生授業料

学則第39条の2に規定する科目等履修生の授業料をいう。

(検定料、入学登録料の免除)

第3条 入学前1年以内において、天災地変その他不慮の災害により、学納金負担者が被害を受けており、自治体の発行する罹災証明書を添えて願い出たときは、検定料（入学検定料、再入学検定料、転入学検定料及び転学科検定料）、入学登録料を免除することがある。

2 前項の決定は学長が行う。

(本学奨学制度による学納金の減免)

第4条 本学「奨学制度基本規程」第2条第3項に基づき授業料等の減免の決定を受けた入学者・学生（以下「奨学制度による減免対象者」という。）には、学則で定める学納金から次の表に定める額を減免する。

| 奨学生の区分                          | 在籍学科に係る学納金の減免額 |                            |                  |
|---------------------------------|----------------|----------------------------|------------------|
|                                 | 入学登録料          | 授業料（年額）                    | 施設設備費            |
| 井深大奨学生                          | 全額             | 1年次 全額<br>2年次 全額           | 1年次 全額<br>2年次 全額 |
| 学長特待生                           | —              | 2年次 全額                     | —                |
| 特待生Ⅰ                            | —              | 1年次年額の2分の1<br>（前期授業料を減免する） | —                |
| 特待生Ⅱ及び<br>特待生（ソニー株式会社の寄付による奨学金） | —              | 2年次年額の2分の1<br>（前期授業料を減免する） | —                |

2 井深大奨学生については、その資格者が入学を辞退した場合であっても、入学登録料の徴収は行わない。

(法による入学登録料及び授業料の減免)

第5条 本学が「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法」という。）に定める

機関要件を満たす大学である場合、法に基づき入学金及び授業料の減免を受けることができる者（以下「法による減免対象者」という。）として認定された入学者・学生に対して法及び関係法令で定める基準及び方法に従い入学登録料及び授業料の減免を行う。

2 法による減免対象者の入学登録料及び授業料の減免に関する事項は、細則に定める。

（特別な事由による授業料、施設設備費の免除）

第6条 学生が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める授業料、施設設備費を免除することがある。

- 一 長期間にわたり行方不明のため除籍されたとき、未納の授業料及び施設設備費の全額
- 二 授業料及び施設設備費の未納を理由として除籍されたとき、未納の授業料及び施設設備費の全額
- 三 学生又は学納金負担者の住居が、天災地変その他不慮の災害により被害を受けており、自治体の発行する罹災証明書を添えて願い出たとき、授業料及び施設設備費の一部ないし全額

2 前項の決定は学長が行う。

（入学登録料、授業料及び施設設備費の納入時期）

第7条 授業料及び施設設備費の納入は、前期及び後期に区分して行うものとし、その納入額は、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額とする。ただし、希望する者は年額を一括納入することができる。

2 在学生に係る前項の納入期限は、次のとおりとする。

|         |       |
|---------|-------|
| 前期分納入期限 | 4月30日 |
| 後期分納入期限 | 9月30日 |

- 3 在学生に対する授業料及び施設設備費の納入告知は、学納金負担者宛の郵送によるほか、「湘北ポータル」等による通知により行う。
- 4 本学の入学者選抜試験に合格し入学許可を受けようとする者（以下「入学予定者」という。）の入学登録料、1年次前期分の授業料及び施設設備費の納入時期は、入学手続き時を原則とする。ただし、奨学制度による減免対象者及び法による減免対象者を除く。

（授業料及び施設設備費の納入猶予）

第8条 次の各号の一に該当するときは、その者の願い出により当該期分の授業料及び施設設備費の納入猶予を認めることがある。

- 一 学生又は学納金負担者が、天災地変その他不慮の事故により、授業料及び施設設備費をその期限までに納入することが極めて困難であるとき
- 二 学生又は学納金負担者が、前号に定めるほか、経済的理由等のやむを得ない事情によって、授業料及び施設設備費をその期限までに納入することが極めて困難であるとき
- 三 入学予定者（その学納金負担者を含む。）が、経済的理由等やむを得ない事情によって、入学登録料を除く入学手続き時の学納金をその期限までに納入することが極めて困難であるとき

2 前項の納入猶予の願い出は「授業料等納入猶予願」により、速やかに行わなければならない。

3 第1項の決定は学長が行う。なお、第1項第三号により納入猶予を認めた者に対しては、学長は入学登録料の期日内納入をもって入学を許可する。

(納入猶予の期限)

第9条 前条の納入猶予の期限は、前期分については9月30日、後期分については翌年の3月31日(卒業する学年にあつては2月末日)とする。ただし、特別な事由により、学長が必要と認めるときは、納入猶予の期限を延長することができる。

(納入猶予の取り消し)

第10条 授業料、施設設備費の納入猶予を許可された者が、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消す。

- 一 納入猶予の願い出事由が消滅したとき
  - 二 虚偽の申告に基づいて納入猶予の許可を受けたことが判明したとき
- 2 前項の規定により、納入猶予の許可を取り消された者は、速やかにその学期分の授業料、施設設備費を納入しなければならない。

(退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第11条 退学する者、退学を命ぜられた者及び停学中の者は、別に定める場合のほか、当該期の授業料及び施設設備費全額を納入しなければならない。ただし、第7条第2項に規定する納入期限内に退学する者及び除籍処分となった者については、当該期の授業料及び施設設備費の納入を免除することがある。

(休学の場合の授業料及び施設設備費)

第12条 休学をする者(前期又は後期の開始日から休学を許可された者は除く。)は、当該期の授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された者が当該期の授業料及び施設設備費を納入済みであった場合は、授業料及び施設設備費の12分の1に休学月数を乗じた額を復学後の授業料及び施設設備費として充当することを認める。

(復学及び中途卒業の場合の授業料及び施設設備費)

第13条 学期の途中で復学を許可された者は、復学の手続きと同時に許可された日の属する月からその期末までの授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

- 2 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料及び施設設備費を納入しなければならない。
- 3 前各項の納入額は、授業料及び施設設備費の年額の12分の1に在学の月数を乗じた額とする。

(再入学したときの授業料及び施設設備費)

第14条 再入学を許可された者は、当該者が属する学科及び年次の在學生に適用される学則に基づき、当該学則に定める授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

- 2 再入学については入学登録料の徴収は行わない。

(編入学したときの入学登録料、授業料及び施設設備費)

第15条 編入学を許可された者は、当該者が属する学科及び年次の在學生に適用される学則に基づき、当該学則に定める入学登録料、授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

(転学科したときの授業料及び施設設備費)

第16条 転学科を許可された学生は、当該者が本学に入学した年度に適用される学則に基づき、新たに在籍する学科の授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

(科目等履修生授業料)

第17条 科目等履修生として入学を許可された者は、当該者が本学に入学した年度に適用される学則に基づき、当該学則に定める科目等履修生授業料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育交流協定締結高等学校より、連携に伴う公開授業に参加する生徒からは科目等履修生授業料を徴収しない。

3 科目等履修生の入学登録料及び施設設備費は徴収しない。

(授業料、施設設備費未納者の取扱い)

第18条 第7条第2項に規定する納入期限が過ぎても、授業料及び施設設備費を納入しない場合は、本人に対して「湘北ポータル」等により納入を督促するとともに、学納金負担者に対して書面をもって納入を督促する。ただし、第8条第1項第一号又は第二号に該当する者から、「授業料等納入猶予願」が提出され、認められた場合はこの限りではない。

2 前項の督促を受けてもなお納入しないときは、「納入最終期限及びその期限までに納入しないときは除籍する。」旨を記載した書面をもって本人及び学納金負担者に対し督促する。

3 納入猶予の許可を受けた者で、その猶予期限が過ぎて納入しない者に対しては、第1項の督促を行うことなく前項による取扱いをすることができる。

(別途徴収する講習料等)

第19条 公開講座及び講習等を開催するときは、別途講習料等を徴収することがある。

(諸会費)

第20条 本学は、湘北短期大学学友会及び湘北短期大学全学同窓会みずき会（以下「関係団体」という。）に代わって、入学者・学生から次の諸会費を徴収する。

一 学友会費 10,000円

(入学予定者に対し入学手続き時学納金とあわせて徴収する。)

二 同窓会費 4,000円

(卒業予定者に対し卒業年度後期分学納金とあわせて徴収する。)

2 前項各号の金額は、関係団体において金額を改定した場合は、前項各号の規定にかかわらず、改定後の金額を適用する。

3 学友会費の納入時期及び納入猶予の取扱いは、第7条第3項及びに第8条第1項第三号の規定を準用する。

(在学生の納付済み授業料及び施設設備費の不返還)

第21条 在学生在がすでに納付した授業料及び施設設備費は、返還しない。

2 授業料及び施設設備費の年額を一括納入済みの学生が、後期分納入期限までに退学するときは、前項にかかわらず後期授業料及び後期施設設備費相当額を返還する。

(入学辞退時の学納金の返還又は不返還)

第22条 入学を許可された者が、入学予定日の前月末日までに、本学所定の手続きにより入学辞退の届出をした場合、本学は納入済の1年次前期分の授業料及び施設設備費（並びに学友会費）を返還する。

2 入学手続き時において納入された入学登録料は、理由の如何を問わず返還しない。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、常勤理事会及び教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前に入学し、平成21年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

1 この規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前に入学し、平成22年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前に入学し、平成25年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前に入学し、平成28年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

1 この規定は平成28年9月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前に入学し、平成29年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

1 この規程は2019年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学し、2019年4月1日現在在籍する学生については入学年度の規程を適用する。

附則

1 この規程は2020年4月1日から施行する。